資料2

「豊島区ケアマネジメントに関する基本方針」の策定について

高齢者福祉課　基幹型センターグループ

平成31年3月8日（金）

ケアマネジメント基本方針策定の背景

高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画（平成30年3月策定）における基本方針と基本目標

◇基本方針

「地域で互いに支え合い、安心して暮らせる地域包括ケアシステムの実現」

◇基本目標

１　高齢者が活躍できる場の充実による社会参加の促進

２　介護予防・生活支援強化による在宅生活の限界点の向上

３　日常生活に係る相談から必要なサービス提供につなげる支援体制の充実

４　持続可能な介護保険制度の維持に向けた適切な運営

豊島区がめざす地域包括ケアシステムの姿

- 高齢者が、自身の介護予防、生きがいづくりや安心して生活をしていくために行う支援などの様々な取組みに積極的に参画することで、住み慣れた地域での生活を可能な限り継続できる社会をめざします
- 地域の多様な担い手によるサービスや介護保険などの公的なサービスを組み合わせ、総合的な支援体制を構築します
- 高齢者総合相談センターが核となり、必要なサービスを受けられるよう包括的にサポートしていくことで、地域における支え合いの輪を広げます
- 施設系サービスの整備やサービス付き高齢者住宅の供給促進など高齢者が孤立することなく、地域の子育て世帯や若者たちとつながりをもって生活できる住環境を整えます

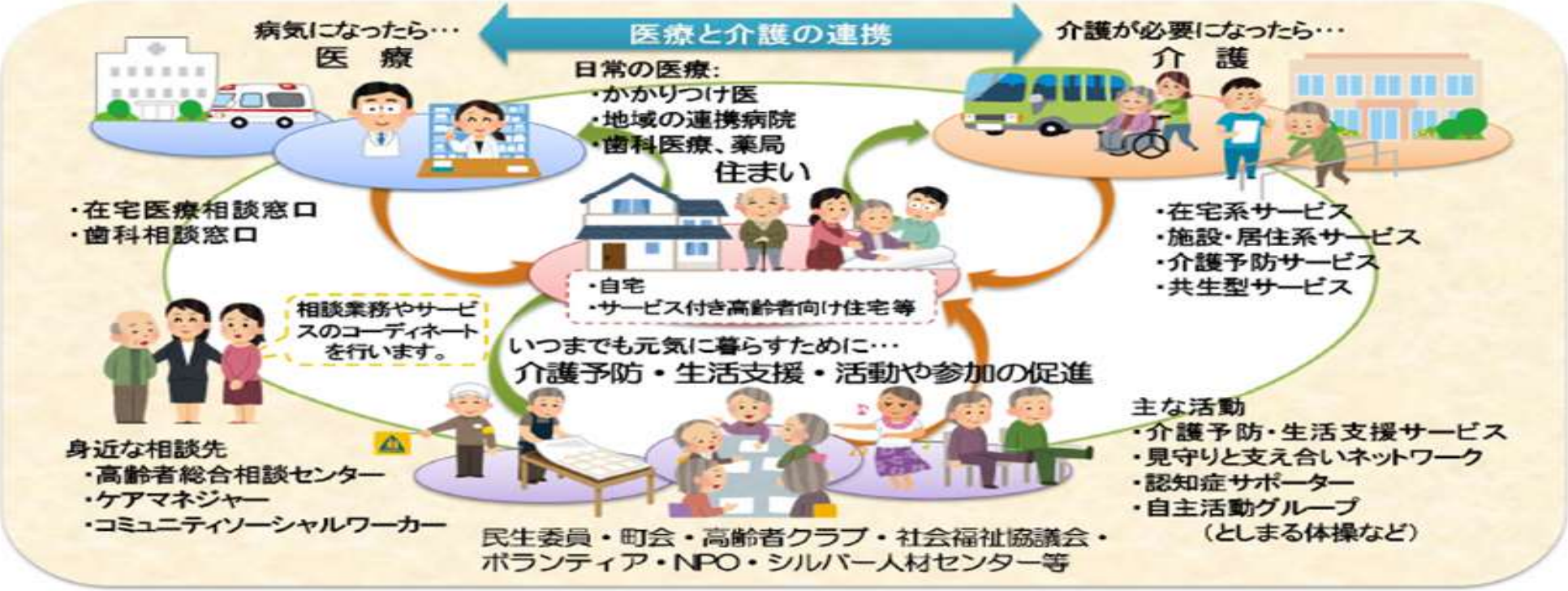

高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画（平成30年3月策定）

ケアマネジメント基本方針策定の背景

介護保険制度の理念

豊島区の高齢者施策の基本方針と基本目標

豊島区がめざす地域包括ケアシステムの姿

保険者のケアマネジメントに関する基本方針

被保険者に対するケアマネジメントの実施

介護保険法の理念

「尊厳の保持」「自立支援」（第1条）

「要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するように」行われなければならいない（第2条第2項）

「被保険者の選択に基づき」行わなければならない（第2条第3項）

豊島区ケアマネジメント方針に基づき
ケアマネジメントプロセスを実施する

ケアマネジメントのプロセスは、基本的に次の6つの要素で構成されています。

① インテーク（申請の受付）
② アセスメント
③ ケアプラン原案の作成
④ サービス担当者会議と利用者の同意によるケアプランの確定
⑤ サービスの実行
⑥ モニタリング

豊島区のケアマネジメントに向けた具体的取組

１. 介護給付適正化

２. 地域ケア会議

３. ケアマネジャー研修

４. その他